

「海外貨物検査株式会社 JAS 認定業務受託規約」のご説明

当社による有機 JAS 認定又は生産情報公表 JAS 認定を申請いただく方々には、「海外貨物検査株式会社 JAS 認定業務規約」に同意いただくことが必要となります。この規約は、認定を申請・取得し、維持する事業者の権利と義務等を定めたものであり、具体的には以下の内容となっています。

1 申請者が OMIC に対して有する権利

① 認定業務に係る規程を閲覧することができる。

当社は、JAS 認定業務全般について「認定業務規程」を最上位文書として、文書化しています。当社の認定業務に係る規程の文書については、申請者又は認定事業者から要請を受けた場合には、その内容を開示することとしています。

② 認定の判断基準について、確認を求めることができる。

「日本農林規格」、「認定の技術的基準」に記述されている内容について疑問がある場合には、当社にお問い合わせいただければ、当社は、認定を行うにあたっての判断基準と合わせてご質問にお答えいたします。

③ 認定を受けた内容の適合性に影響を与える可能性がある認定の技術的基準等の変更に関する情報提供を受けることができる。

農林水産省が、「日本農林規格」、「認定の技術的基準」などを変更した場合、その変更が、認定の適合性に影響を与える可能性がある場合には、当社は認定事業者に変更の内容をお伝えいたします。

④ 指名した審査員と申請者との間に利害の衝突がないことを確認することができる。

当社は、認定業務の公平性を確保するため、認定審査・確認調査を担当する審査員を指名するにあたり、当該審査員が申請者・認定事業者と利害関係がないことを確認し、事前に指名した審査員をお知らせするようにしています。万一、指名した審査員と貴社の間に利害関係があることにより、公平な認定業務が行われないことが懸念される場合には、当社にその旨をご連絡ください。

⑤ 認定審査・確認調査の報告書の提出を要求できる。

認定業務の実施にあたり、担当した審査員は認定審査・確認調査で確認した内容を報告書として判定委員会に提出して、認定や認定継続の可否を審議することとしています。当社では、判定委員会終了後、その判定の結果を通知することと合わせて、判定のベースとなった認定審査・確認調査の報告書を申請者又は認定事業者に提出することとしています。万一、認定審査・確認調査の報告書を受領していない場合には、当社宛に報告書の送付を督促ください。

⑥ 判定結果に対して、異議申立てできる。

当社からお伝えする判定結果に対して異議がある場合には、その旨をご連絡ください。

- ⑦ 認定を取得し、認定を維持継続している間、認定を受けた手順に従って日本農林規格への適合を確認した農林物資に JAS マークを貼付することができる。

JAS 法において、認定を取得した事業者だけが、生産・製造した製品を出荷する際に、日本農林規格に合致していることを確認した上で、JAS マークを貼付することができることとなっています。認定を取得し、維持継続している間は、JAS マークを貼付して製品を出荷することが可能です。

- ⑧ 「OMIC」が「認定業務契約」に違反したことにより蒙った損害を請求することができる。

一例として、「認定業務契約」にて双方が機密を保持することとしています。当社は厳格にこの条項を遵守しますが、万一、当社による機密事項の漏洩から申請者・認定事業者に損害を与えたような場合には、その旨をご連絡ください。

- ⑨ JAS マークを貼付して出荷する製品の取引先から「取引確認書」、「Transaction Certificate」等の提出を求められた場合には、その対価を支払うことにより、OMIC に発行を依頼することができる。

JAS 制度では必要ないものと位置づけられていますが、有機製品の取引においては、受渡ししようとしている製品ロットに対して、当該製品ロットが「有機」であることを認定機関が証明する書類として「取引確認書」や「Transaction Certificate」の提出を受渡し先から要求される場合があります。このような要求があった場合には、有料にて当社が発行いたします。取引先から要求があった場合には、当社宛の発行依頼の様式を用意しておりますので、ご連絡ください。

2 申請者が遵守すべき義務(OMIC が認定業務を実施するために有する権利を含む。)

- ① 申請者は、認定の技術的基準への適合及び格付・格付表示される製品の日本農林規格への適合を維持する。

認定の可否の判断基準は「認定の技術的基準」に適合しているかどうかのポイントとなります。認定審査や確認調査において、施設や管理体制について「認定の技術的基準」への適合性を確認することにより、認定しておりますので、適合性が確認された状態を維持するとともに、格付の表示(JAS マーク)を付して出荷する製品については、確実に「日本農林規格」に適合していることを出荷に先立って確認してください。

- ② 申請者は、JAS マークの貼付について JAS 法の規定を遵守する。また、当社からの許可を得た場合を除き、JAS マークの下に認定番号を記載する。

格付の表示を付することにより、出荷する製品を購入する消費者、実需者は当該製品が「有機」であることを確認できます。格付の表示は JAS 制度の中で最も重要な事項ですので、JAS 法の規定を遵守してください。また、弊社は市場に流通している弊社認定の JAS 製品を確認させていただいています。

この確認のために、JAS マークの下に認定番号を記載するようにして下さい。なお、当社の目的に支障がないと判断できる場合においては、認定番号記載の省略を許可していますので、認定番号の記載を省略したい場合には、事前に当社宛にご相談ください。

③ 申請者は、格付又は格付の表示が適切でなく、農林水産大臣による期間を定めての改善命令、JAS マークの除去あるいは抹消の命令に違反又は報告の請求に対する拒否、虚偽報告、並びに農林水産大臣及び農林水産消費安全技術センターによる立入検査の拒否・妨害・忌避 をしてはならない。

JAS 法では、格付の表示を含めて不適切な「有機」表示が認められた場合には、農林水産大臣は、「期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる」こととなっています。この命令に対して適切な対応がとられたかを農林水産大臣が確認するために、事業者からの報告の請求、事業者施設への立入検査を実施する場合があります。報告の請求や立入検査の実施の連絡を受けた場合には、これを拒否、妨害、忌避することなく、対応してください。

④ 申請者は、認定の技術的基準への適合性に影響を与える可能性のある変更又は格付・格付表示に関する業務の廃止について OMIC へ事前に報告する。

「認定の技術的基準」に適合していることを確認することにより、認定していますので、認定審査や確認調査により、適合性が確認された施設や管理体制に変更を行う場合には、事前にその旨を当社宛にご連絡ください。ご連絡いただいた内容を審査した上で、必要に応じて臨時確認調査を行うかを決定します。また、格付業務を廃止する場合には、当社としても農林水産大臣への所定の報告を行う義務がありますので、その旨を事前にご連絡ください。

⑤ 申請者は、認定取得の広告などの表示は認定の範囲のみに限定し、認定に係る農林物資以外の農林物資についても認定を受けているとの誤認や OMIC の認定審査の内容その他認定に関する業務内容について誤解を招くおそれのないようにする。

当社は、それぞれの事業者が生産・製造・取扱する製品を特定した上で、そのための施設や管理体制が「認定の技術的基準」に適合していることを確認することにより認定しています。従って、認定の対象でない製品は認定審査や確認調査の対象となっておりませんので、これら認定対象外の製品も認定を受けているかのような誤認を招くような広告や表示は行わないようにしてください。

注) 中国において JAS 認定産品を販売する場合は、中国の法律により、JAS 認定を取得していることの広告や JAS マークの表示が禁止されていますので、ご注意ください。

⑥ 申請者は、認定を受けている旨の広告又は表示をするときは、認定に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならない。

上述⑤と関連し、認定の対象でない製品が JAS 規格に適合しているかのような広告や表示は行わないようにしてください。

⑦ 申請者は、上記⑤及び⑥の条件違反に対する表示方法の改善や中止に係るOMICの要求を受入れる。当社は、インターネットその他の広告媒体についても確認しています。上述⑤⑥に違反する事例が確認された場合には、改善や中止をお願いすることとなりますので、そのような場合には改善、中止を受け入れて対応してください。

⑧ 申請者は、上記⑤、⑥のほか、他者に認定、格付、JAS マークについての情報提供に際し、OMICによる認定に係る農林物資以外の農林物資についても認定されているとの誤認やOMICの認定審査の内容、その他認定に関する業務内容について誤解を招くおそれのある行為を行わない。

営業その他を通じて、取引先等に認定の対象や内容について誤解を与えるような情報提供を自主的に規制してください。

⑨ 申請者は、OMICが行う認定事項の確認調査(年に一度の定期的確認調査、事前に通知する臨時調査、事前の通知無の確認調査)等に協力する。

認定を取得した後、原則として年に一回、定期的に確認調査を実施します。また、この他にも認定を受けた内容に変更があった場合や、認定を受けた事項が遵守されていないような情報提供があった場合には、臨時確認調査を行います。臨時確認調査は、事前に通知した上で実施する場合と、事前に通知せずに行う場合があります。これらの確認調査を円滑に進めることができるよう、施設への立入、担当者との面談、記録の開示について、拒否することなく協力してください。

⑩ 申請者は、四半期ごとに格付実績もしくは格付表示の実績をOMICへ報告する。

登録認定機関である当社は、認定事業者から格付実績又は格付表示の実績を報告いただき、これを集計して、農林水産省に報告することが義務付けられています。当社が集計を行うための情報として、四半期ごとに格付実績又は格付表示の実績を報告してください。(報告様式は当社の所定様式がありますので、これをご利用ください。)

⑪ OMICは、格付・格付表示に関する業務の適切性や上記⑤、⑥、⑧の確認のため、必要な報告の要求や事務所、ほ場、工場への立入り、格付・格付の表示、農林物資の広告・表示、農林物資、その原料、関係文書・帳簿・記録、その他の物件の調査を行うことができる。

上述の⑤⑥⑧⑨と関連し、当社として必要な確認を行うために報告の提出、施設への立入、広告・記録等の調査を行う場合がありますので、ご了承ください。

⑫ 申請者は、OMICから認定の取消し又は格付業務の廃止、格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求されたときには、OMICの請求に従い、認定に係る全ての宣伝、広告を中止し、認定証を返却する。

認定を受けた事項に不適合が検出された場合には、第一段階として是正措置の要求を行います。是正措置をとるために一ヶ月以上を要すると判断した場合には、格付に関する業務や格付の表示を付した

製品の出荷の停止を請求します。また、是正措置の対応に1年以上を要すると判断した場合には、認定の取消しの請求を行います。これらの請求を受けた場合、あるいは認定を自主的に廃止する場合においては、当社の要求に従い、認定に係る宣伝、広告を中止するとともに、認定証を当社に返却してください。

⑬ 申請者は、認定証の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨を明記し、全てを複製する。当社の発行する認定証には、各ページにページ番号と全体のページ数が記載してあり、また、コピーをすると”COPY”の文字が表示される用紙を使用しています。取引先等に認定証の写しを提供する場合には、全ページをセットとして、”COPY”の文字が表示されたものを提供してください。

⑭ 申請者は、規格への適合性に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録をOMICの求めに応じて利用させる。

規格への適合性に関する苦情を受けた場合には、適切に対応をとり、その記録を作成し、当社がその記録を利用できるようにしてください。

⑮ 申請者は、認定業務の料金の請求に対して遅滞なく支払う。

当社は、「認定業務契約書」第4条に従い、認定に伴う費用の請求書を発行します。請求書発行日の翌月末日を支払期限としていますので、これに遅れずにお支払いください。

⑯ OMICは、上記①～⑮について違反、又は⑪の不報告あるいは虚偽報告もしくは、⑪のチェック拒否、妨害及び忌避の場合、認定の取消し又は格付業務・有機JASマーク貼付製品出荷の停止を請求できる。

上述の①～⑮の要求は、当社が登録認定機関として確認を行うために不可欠なものと考えております。これらの確認ができない状況になると、当社としては認定を継続することに責任が持てない状況と判断せざるを得ないことから、認定の取消し、格付業務の停止、JASマークを貼付した製品の出荷の停止を請求することとなりますので、ご了承ください。

⑰ OMICは、申請者が上記⑯の請求に応じないときは、認定を取り消すことができる。

上述⑯の請求に応じていただけない場合には、認定を継続することは不可能と判断せざるを得ず、認定取消しという決定を下すこととなりますので、ご了承ください。

⑱ OMICは、認定事業者の氏名、名称、住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る施設（工場・ほ場・事業所）の名称・所在地、認定年月日、並びに認定番号について、上記⑫の定めによる請求、その認定取消をしたときは当該年月日・当該理由、並びに格付・格付表示に関する業務の廃止のときはこの廃止の年月日及び認定番号を公表する。

当社は登録認定機関として、JAS法施行規則第46条第1項四により、上述の情報を公表することが要

求されており、このための公表は「認定業務契約書」第 8 条の機密保持の項においても機密保持の対象外としていますので、ご承知ください。